

令和6年度 第2回取手市特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時：令和7年2月20日（木）午後5時30分～午後8時06分

2 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室

3 出席者：

会 長：釧持 禎（互選による）

副会長：村山 貴子（互選による）

委 員：成島 久美子、佐竹 昭宙、渡部 日出雄、寺田 満、中村 治郎、
大久保 礼子、芝沼 雅敏 （欠席）小林 浩

取手市：

（事務局）吉田総務部長、軽部人事課長、山下副参事、志賀係長、松下係長

説明員：

（取手市議会議長）岩澤 信

（取手市議会事務局）前野事務局長、澤部事務局次長

※ 説明員には、市議会の運営、議員活動等の説明のために出席を依頼。

4 議事の概要

（1）委員の退任及び後任委員の就任の報告

○委員のうち、キャノン株式会社取手事業所 塩塚 洋志 氏が令和6年12月31日付けで退任し、後任として、同所から推薦のあった小林 浩 氏が就任した。

（2）会議開催に際しての確認事項

○取手市特別職報酬等審議会条例第5条第2項に基づき、過半数の委員の出席により本会議は成立している。

○傍聴は認めない。

○議事録は事務局（人事課）で作成することとし、要点筆記とする。

○議事録の作成にあたっては、発言者の名前は伏せて、会長、委員、事務局、説明員という表現で記載する。

（3）第2回審議会における説明員について

○市議会の運営、議員活動等に関する説明を受けるため、第1回審議会における委員の総意により、議長に説明員としての出席を依頼した。

○同様に、議会事務局長ほか議会事務局に対し、説明員としての出席を依頼した。

5 資料説明及び審議の内容

【会長】

○前回の会議から今日までの間に、委員の皆様にもメールで質問を寄せていただき、その資料をお手元にお配りしている。本日は議長にお越しいただいているので、順番に説明をお願いしたい。まず、最初の質問である「議長、副議長、議員の職務内容」と「市議会がないときに議員はどのような活動をしているのか」について、市民の方も含め、なかなか分からないことだと思うので、議長から分かる範囲で説明をお願いしたい。

【議長】

○それでは、一つ目の質問からお答えしたい。「議員の職務内容」については議会事務局のほうから、「市議会がないときの議員の活動」については私のほうから、順番に説明させていただきたい。

＜資料に沿って説明＞

【資料①／市議会議員・議長・副議長の職務内容と議員活動】

1 議員の職務

＜議会事務局による説明＞

○資料①は、「議員の職務内容」と「市議会がないときの議員の活動」についての御質問に対応する資料となる。

地方自治法上の規定

○地方自治法における議会・議員の位置づけや役割に関する規定（第89条）は、つい最近の令和5年に改正されている。それまでは「地方公共団体に議会を置く」という規定しかなくて、法律上、「議員の職務とは」というところが明確でないという課題があった。「議会は、市の重要な意思決定に関する事件を議決する。あるいは、地方自治法で定められた検査、調査などの権限を行使しながら、立法府としての役割を果たしていく。」というのが、条文のおおよその意識となる。

本会議・委員会に関連する職務

○取手市議会における議員の職務について、まず、「本会議及び委員会に関する職務」が挙げられる。取手市議会では、3月、6月、9月、12月の年4回、定例会として会議を行っている。本会議や委員会においては、市の制度である条例あるいは市の予算（当初予算・補正予算）の案について執行機関から提示があり、議会の場において審査、審議を行った上で、最終的に可否を表明する表決まで行うこととなる。また、予算に限らず、その1年間にどのような歳入歳出があったかということについて前年度1年間の決算を認定するとき、金額の大きい契約などを締結するとき、一定規模以上の財産の処分・取得するときなども、議会の議決となる。

- それ以外にも、人事案件として、副市長や教育長、教育委員などの選任の同意についても議会の権能となる。
- 議案や予算・決算案については、最後の賛否を表明する前段として、十分に精査する必要があり、開会日1週間前に送付される議案書を精読する作業もある。
- 議案以外でも、市政に関する事項について、一般質問や委員会での議案外質疑を通じて、日頃から政策のチェックや提案等を行っている。
- 委員会活動の中での執行機関への所管事務の調査や、議会の運営、政務活動費なども含めた議会の中での各種の課題についての所管事務の調査、あるいは請願という形で市民の方から議会に直接出していただく制度もある。紹介議員として請願に携わっていくのも、議員の職務となる。

議会で随時開催する会議

- 定例会の本会議や委員会以外でも、議員が集まって議員全員協議会において協議をしたり、執行機関から重要な事項の報告を受けたりする場合がある。こちらは令和6年1月から12月までで8回開催している。
- 災害時における市議会災害対策会議や、コロナのときに新しく立ち上げた感染症のまん延時における市議会感染症対策会議も、課題の収集・検討・集約、執行機関への提言を行うため、状況に応じて開催している。これらは、令和6年中の開催は無かった。

市民と議会との対話に関する事業等

- 議会内部の話から少し離れると、市民と議会との対話に関する事業がある。現在、取手市議会基本条例で市民と議員との意見交換会を年1回以上開催することとなっており、ここ最近では年2回ずつ開催している。お寄せいただいた意見は、各委員会に振り分けて調査し、回答を公表している。なお、こういった「住民参画事業」は、市町村議会によってやり方が大きく異なる。
- 中学校と市議会との協働事業は、令和6年度に関しては、10月から12月にかけて、戸頭中学校の3年生の生徒全員と協働事業を行った。12月の中学生議会で議決された提案が4件あり、今現在、各委員会に振り分けて執行機関への調査を行っている。
- 取手市の新規採用職員と市議会議員との対話事業は、年1回実施している。ふだんなじみの薄い市議会議員と、若い目線での新規採用職員との対話の機会を設け、それぞれの現状や課題を相互に共有する時間として活用している。

研修会への参加

- 取手市議会が主催する研修会については、改選後議員研修会・新人議員研修会を令和6年1月、2月に開催した。また、今年度は、8月と先月の計2回、有識者の方を招いて議員研修会を開催した。
- それ以外にも、議長会主催の各種研修会にも参加しており、2月の研修には4名が参加している。

対外的対応

- 議会という場から少し離れた対外的な対応としては、市議会議員の中から選任されている取手市での各種審議会（例えば取手市総合計画審議会など）、あるいは

出資法人である取手市文化事業団や取手市健康福祉医療事業団（緑寿荘）の会議などに、議員に出席いただく事例がある。

- 取手市が構成団体となっている取手地方広域下水道組合や利根川水系県南水防事務組合、茨城県南水道企業団、茨城後期高齢者広域連合などの一部事務組合や広域連合に、そちらの議会議員として出席いただく事例がある。
- 市内の各種の行事・催事に、市議会議員に来賓として出席していただきたいという依頼も多々ある。小・中学校の入学式や卒業式、運動会・体育祭、防災訓練、消防団関係や出初式、戦没者追悼式、はたちのつどい、賀詞交歓会など、様々な催事に来賓出席いただく場合がある。
- 他自治体議会からの行政視察や対外的な使節への議員の同席対応は、他の自治体に比べてかなり多く、令和6年度で49件、令和5年度が43件、令和4年度は90件前後あった。

議員活動

＜岩澤議長による説明＞

- 議会以外の議員活動について、現在、議員24名が市民の方から選挙で負託を受けてそれぞれ地域で議員として活動を行っているが、年齢もだが、例えば前職とか、それぞれにバックボーンがあるので、それも強みとして活動を行っている。自身の例で言うと、議員活動として一番大きなことは、市民の方からの声を受けて、相談や要望に対応するということで、それも多岐にわたっている。身近な例で言うと、道路やガードレールの補修の相談、切れている街路灯の修繕依頼、近頃では空き家の問題についての相談も多い。また、公共施設に関する要望、学校内のトラブルや問題についての相談、また、高齢者の方や障害のある一人暮らしの方からの相談も受けている。コミュニティバスについて、さらには、コロナ禍の時期には、市内の飲食店・関係業者からコロナ対策、補助金等についての相談も多かった。
- 議員としての活動報告会や活動レポートの配布をしたり、地域のお祭りや新年会に呼ばれたり、地域の清掃活動を行っている方など、活動内容や活動時間は均等ではないと思うが、私の知る限りでは、24名の議員の皆さんそれぞれが地域で早朝から夜遅くまで、市民の方にしっかりと向き合って議員としての活動を行っているという印象がある。

2 議長の職務

＜議会事務局による説明＞

- 議長は、議会の選挙により選ばれ、議会を代表する立場であり、広範な権限を持つ。議場の秩序の保持、本会議における会議進行の秩序保持や議事整理、委員会への出席・発言や会議録の作成、採決が可否同数となった場合の裁決、議会事務局職員の任免など、議会事務全般について幅広い権限を有している。
- 定例会、臨時会での議事進行や議事の整理に当たって、様々な想定が必要になるため、会議が始まる前からいろいろと携わっていただいている。議会を代表する立場として、議会事務局と議長との間では、ほぼ毎日、連絡のやりとりが生じている。1日複数回、議長に判断を求めるということもかなり多い。

- 取手市議会が関係する各議長会の定例会や研修会には、その都度、出席いただいている。
- 市議会を代表しての来賓出席の依頼も数多くあり、1月から12月では51件あった。市政協力員会議や利根川大花火をはじめとした催事、文化連盟の理事会や市内各種団体の総会や大会、開通式典や夏祭り、防災訓練、スポーツイベント、みなかみ町や昭和村との友好交流事業、姉妹都市であるユーバ市等への対応、他自治体との共同会議などがある。また、他自治体議会からの行政視察への対応も多く、議長として1月から12月の間、計28件出席いただいている。

3 副議長の職務

＜議会事務局による説明＞

- 副議長も、議長と同様に議員のうちから議会の選挙で選ばれる。こちらは、議長が病気や事故等の事情で欠席を余儀なくされる場合、あるいは辞職や逝去といった事情が生じた場合に、議長に代わって職務を行う役割がある。具体的には、各議長会への副議長としての出席、あるいは議長の代理としての出席といったケースがある。また、議長と一緒に出席要請を受けることもある。
- 対外的視察の対応では、令和6年1月から12月に関しては議長の対応数が多かったことから、議長に代わっての出席を含めると計6件あった。

【資料②／取手市議会のこれまでの特色ある取組について】

＜議会事務局による説明＞

- 令和2年にコロナ禍における政府の緊急事態宣言を踏まえ、取手市議会災害対策会議（現市議会感染症対策会議）をオンラインで開催したのが取手市議会のオンライン会議の始まりということになる。ICTやオンライン化に取り組み、「コロナ禍においても議会を止めない議会」ということで、全国的にも高い評価を受けた。
- 令和2年の中頃に議員全員にタブレット端末を配付し、現在では、全ての議会資料は、原則ペーパーレスで取り組んでいる。各委員会においてオンラインで各種団体との意見交換会を開催したり、令和3年には、タブレットやICTを活用した災害対応訓練、委員会でのオンライン表決などを踏まえ、議会改革度調査2020において全国第1位という評価を得た。
- 令和4年度には、YouTubeによる委員会のライブ配信において360度の全方位カメラを導入した。また、オンラインでの本会議ができないかという意見書を総務省、デジタル庁に提出するといった取組を継続的に行っている。
- 取手市議会は、これまでも経費の削減に意識して取り組んできた。令和5年度には、行政視察による先進事例の調査について、全員で現地に赴く形式は取らずに、委員のうちの何名かが現地に出向き、他の議員はオンラインで視察先を結ぶというオンラインによる行政視察の取組を行っている。
- 令和6年度は、タブレット端末を用いた投票、生成AIの技術を用いた取組なども行っている。ペーパーレス化の取組やオンラインでの取組は、各種団体や総務省から先進事例として紹介されている。

<資料説明 終了>

【会長】

- ここで委員の皆さんにお諮りしたい。事前に委員の皆さんからメールでお預かりした御質問は、全部で6項目ある。全部の説明を一通り受けた後で質問するか、1項目ずつ進めるか、皆さんの意見を伺いたい。

<まとめて説明を受けることに決定>

【会長】

- それでは、2つ目の質問に移りたい。「本会議の日数、会議時間および議会の開催回数」、それから「議会の出席率の割合がどの程度か」について、説明願いたい。

<資料説明 再開>

【資料③-1／本会議の日数、会議時間、開催回数、出席状況】

<議会事務局による説明>

- 定例会は、3月、6月、9月、12月と、3の倍数の月を主体として行っている。令和6年の第1回定例会は、2月29日開会、3月21日閉会ということで、土日祝日を含めると、定例会の会期日数は22日間となる。そのうち、24人の議員全員に出席をお願いする本会議は、計6日間であった。
- 3月、6月、9月、12月の会期日数は、それぞれ22日間、14日間、22日間、24日間であった。
- 臨時会は、事情が生じた場合に行うものとなる。令和6年は、第1回臨時会が2月15日に開催されたが、これは改選時の臨時会である。令和6年には、それ以外の事情での臨時会は無かった。ある年とない年があり、年によって差がある。
- 本会議の日数・会議時間・出席状況については、「出席率の割合、欠席された方の理由」ということで御質問をいただいた。基本的にはほとんど全ての本会議、委員会について皆さんに出席いただいているが、忌引あるいは看護といった事情で、欠席届を出した上で、欠席した方がまれにいた。
- 会議時間については、その日の議事内容、議事日程によって差が生じる。令和6年の一番長かったときで第3回定例会の3日目が8時間3分、一番短かったときで第4回定例会の7日目が19分であった。議事進行の状況や内容によって会議時間の長短が出てくるので、時間は読めない。

【資料③-2／令和6年第2回取手市議会定例会会期日程】

(予算・決算のない議会の定例会の例)

<議会事務局による説明>

- 取手市議会のおおよその会期日程について少し細かく説明すると、令和6年第2回の取手市議会定例会は、予算や決算のない議会であるため、会期日数が短い議会の例となる。6月4日に開会して、まず議案の上程があり、一部の議案について

はその日中に採決まで行う場合がある。また、請願の上程・質疑・付託、そして一般質問まで、その日中に行うことがある。

＜一般質問の実例の動画を視聴＞

- 一般質問において資料を用いる場合には、議員が自ら作成し、当日投影するよう事務局にあらかじめ御提出いただく。それを当日、議員が自身で操作しながら、一般質問をするという流れになる。その一般質問に対して、執行機関（所管の部・課長など）が答弁をする。一般質問は、議案に関係ない市政に関する全般について、議員それぞれが個々に考えていることを質問するものである。

＜議案質疑の実例の動画を視聴＞

- 議案質疑は、例えば条例改正などを提案する議案に対し、議員が質疑をして、それに対して執行機関（所管の部・課長など）が答弁をするという流れになる。議員は、議案について期待することや課題などをあらかじめ整理した上で、質疑をすることとなる。
- 本会議の後には、委員会が開催される。本会議で議案の質疑まで行った上で、より深い審査をそれぞれの委員会に付託するという形をとる。ここから先は、議員がそれぞれの委員会に分かれる。総務文教、福祉厚生、建設経済の三つの委員会が常任委員会となっているが、これらの委員会での審査結果をもとに、議会の最終日の6月17日に各委員会での結果が報告され、各委員長に対する質疑、それぞれの議案に対する討論や採決が行われ、閉会するという流れになっている。以上が短い会期の議会の形となる。

【資料③-3／令和6年第3回取手市議会定例会会期日程】

（予算・決算議会の定例会の例）

＜議会事務局による説明＞

- 令和6年第3回定例会は、決算認定を伴った定例会のため、会期日程が先ほどの第2回に比べて長くなっている。9月3日開会、9月24日閉会で、会期日程は22日間となった。先ほどと違うところとして、取手市議会では、一般会計予算・決算について特別委員会において審査をしている。
- 第3回定例会では、決算議案があるので、決算審査として3日間、特別委員会において集中的な審査をしたため、会期日程が延びている。

【資料③-4／令和6年第3回定例会の事前通告スケジュール】

（事前通告制度が多い定例会を例として）

＜議会事務局による説明＞

- 会期の中で議員が質疑をするタイミングには様々あるので、その都度、議員には、細かいスケジュールでの締切りに御対応いただいている。

【資料③-5／令和6年第1回定例会の際の議案付託表】

＜議会事務局による説明＞

- 総務文教、福祉厚生、建設経済、一般会計予算・決算審査特別の四つの委員会に対し、それぞれの所管分野ごとに議案が付託される。付託された委員会の委員は、委員会にてより深い審査を行う。

【資料④／委員会の内容、日数、活動状況、開催時間】

＜議会事務局による説明＞

委員会の状況

- 現在、取手市議会では、議会運営委員会、常任委員会として総務文教常任委員会・福祉厚生常任委員会・建設経済常任委員会、特別委員会として一般会計予算・決算審査特別委員会が設置されている。
- 委員会の開催回数については、議会の定例会の会期中で行われる会期中の委員会のほか、議会の会期ではない時期（例えば1月や7月など）に「委員会閉会中審査」という形で行うことがある。
- 三つの常任委員会の委員数はそれぞれ8人で、議員24人が3分の1ずつ、どれか一つの委員会に属している。なお、現在、取手市議会では、常任委員会の兼務は行っていない。
- 一方、「常任委員会と議会運営委員会」、「常任委員会と特別委員会」、「議会運営委員会と常任委員会と特別委員会」の兼務は行っている。実際、2人の議員が「議会運営委員であり、常任委員会委員であり、一般会計予算・決算特別委員会委員でもある」ということで、三つの委員を兼ねている。

議会運営委員会

- 議会運営委員会は、議会運営全般について協議をしている。定例会の会期日程、請願や付託の取扱いといった議会の運営に関する事項、議会の会議規則や委員会に関する条例等の例規に関する事項、議長からの諮問に関する事項などについて協議を行う。
- 取手市議会の独自の取組としては、取手市議会基本条例の定期的な検証・見直し、政務活動費の運用における適用の可否や範囲の検討、オンラインやICT技術を活用した議会運営の見直しなどについても、その都度、協議している。

常任委員会

- 常任委員会については、総務文教常任委員会では総務・財務、教育、消防に関する事項、福祉厚生常任委員会では健康・福祉に関する事項、建設経済常任委員会では土木・建築・都市計画、上下水道、環境・経済、競輪、労働行政などについて、それぞれ所管事務を分けた上で、条例や予算のより深い審査や所管事務調査を行っている。
- 取手市議会では、各定例会中の常任委員会で議案外質疑という制度を設けており、所管事務の範囲で各委員が質疑を行っている。
- 現在の常任委員会では、それぞれ設定した重点テーマに取り組んでいる。総務文教常任委員会では災害時の避難所運営、福祉厚生常任委員会では保育士・保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善、建設経済常任委員会では駅前のにぎわい創出というテーマを設定した上で、調査を進めている。

一般会計予算・決算審査特別委員会

- 一般会計予算・決算審査特別委員会は、3月の第1回定例会では予算、9月の第3回定例会では決算を審査する。
- 取手市議会の独自の取組として、決算を課題として分析した上で、翌年の予算に状況を確認するという取組をローリング的に行っている。例えば、令和6年9月の決算認定にあたっては、春先から決算委員会を開き、令和5年度の重点事業のマネジメントシートの190項目から12項目を抽出して、より深い調査をした上で、9月の決算審査に臨んでいる。最終的には、2点について、一般会計予算・決算審査特別委員会から議長を通じて、市長に提言がなされた。

＜一般会計予算・決算審査特別委員会の事例の動画を視聴＞

- 決算認定という重要な案件なので、特別委員ではない議員も、委員外議員として傍聴のために多く出席している。

委員会の回数・会議時間・出席状況

- 委員会の開催回数、会議時間、出席状況については、分量によってむらがある。
- 資料中、10分未満だったものには内容を記載したが、委員長・副委員長の選挙のほか、手続上、開催が必要なものもある。執行機関から発言取消申出があった場合の許可には、手続上、委員会の開催が必要となるため、お集まりいただき、2分で終了した。
- その他、重点調査項目の執行機関へのヒアリング調査などの非公式な集まりもある。

＜資料説明 終了＞

【会長】

- 実際の映像も交えて、議会の流れや議員活動についての説明があったが、ここまですぐ一旦区切りたい。聞き取れなかったとか、こういう点が聞きたいということも含め、遠慮なく御質問や御意見をいただきたい。

【委員】

○常任委員会で委員長や副委員長を決めるときに、ぱっと集まって、数分で解散しているが、この後は何もやらないのか。

【議長】

○こちらは改選をした2月15日のもので、委員会の委員長、副委員長に限らず、議長、副議長、それぞれの改選後の役職を決める臨時会であった。委員会としての時間となっているが、改選後初めて役職を決めるということで、このような時間となった。

【委員】

○少し時間がもったいない感じがする。効率的に、もう一つ次のステップまでいってもよかったのではと個人的には思う。

【議長】

○委員会だけで見ると短いですが、2月15日は、議長、副議長の選挙もあり、それぞれの役職も決めているので、トータルすると6時間3分かかった状況である。

【委員】

○決算の会議は、なぜ9月になるのか。民間だと、遅くとも6月末には株主総会が終わっている。6月にやれないのか。

【議会事務局】

○地方行政の場合、5月末まで出納閉鎖という期間があり、5月末で出納が完全に閉まる。そこから出納閉鎖の状況を踏まえて決算書を取りまとめ、決算を認定いただくこととなるので、地方行政の制度上、6月は難しい。だいたいの自治体が9月、もう少し遅い団体もあるかもしれない。

【会長】

○先ほど御質問があった内容について、2月15日は、市議会議員選挙が終わった後の初登庁の議会で、まずは24人の各議員がどこの委員会に属するかを決めるというのがある。また、その前に、正・副議長を決めるという大きな役割があり、なかなかすんなりいかない場合がある。委員が決まったら、次はその中で委員会の正・副委員長を決めなければならない。委員会の時間だけみると正味6分だが、そこに至るまでに、調整にかなりの時間を要しているのではないかと思います。

【委員】

○それであれば資料には5時間、6時間と表示して、「議長の選出ほか」と書いたほうがはっきりすると思う。

【会長】

○ほかに、ここまでの説明に対する御質疑等は。

【委員】

○私はよくYouTubeで議会を傍聴しているが、今の技術では、話したことがすぐにAIで、かなり高い精度で文字に変換される。ライブでなくてもいつでも見られるし、一般質問も全て公開されているので、本当に取手市の議会改革はすごいなと感心している。

一般質問には、おそらく議員活動という部分が反映されているかと思うが、一般質問という形にしていく前の見えないところの過程や、どのように質問の形に絞っていくのかについて、議長から実態面を教えていただきたい。

【議長】

- 私も議員になって10年目だが、今は議長を務めているので、一般質問を控えている。年に4回定例会がある中で、一般質問が年に4回だけというのはちょっと少ないのではという感覚もあると思うが、実はこの4回は、あつという間に来る。しっかりと4回、質問をされる議員の方は、準備期間も多くかかる。一般質問の60分という枠の中で、早い方では1か月ぐらい前から準備して、通告前から執行部とのヒアリングを行いながら、時間を割いて一般質問を作り上げている議員が多いと思う。
- 一般質問の中身について、私は、消防団に入ったことが議員になる経緯の最初だったので、地元の安全安心をということで、消防団について、自分が地域で一番関わっていることに対する皆さんの声がより近くに届くので、そういうところを一般質問させていただいたのが一番最初だった。中には、消防署にお勤めだった方、民間で金融関係のお仕事をされていた方は、やはり専門的な知識からより深く一般質問を行っているという傾向がある。女性に関しては、子育てであったり、女性目線での市に対する思いを一般質問にしているという傾向があると思う。

【委員】

- 一般質問をしない議員もいるのか。

【議長】

- 定例会ごとに、議長の私を入れて24人の一般質問の枠があるが、定例会ごとに2名から4名の議員は質問をしていない。必ずしも4回しなければならないということではないので、年間で2回、3回の議員の方もいると思う。3月定例会は、お一人がお休みだった。

【委員】

- 1年間、全く質問しない人もいるのか。

【議長】

- 私が知る限りではない。私も年に2回というときがあり、その時は心苦しく思っていたが、大体、半分以上の議員は、年に4回は質問をしている。

【委員】

- 議会を開催していないときの議員活動が我々にとって一番見えないところなので、何かヒントになることがあれば教えて欲しい。

【議長】

- 私自身も議員活動の線引きがなかなか難しいと感じている。例えば、買物に行った先で声を掛けていただき、そこで30分ぐらい立ち話で要望を受けたり、また、早朝から深夜まで、直接、携帯に市民の方から御相談が来ることもある。それも議員の活動の一つかなと思えばそうだし、仕事をしている中で、議員としての立場で御相談を受けるときもあるので、議員活動という時間が1日を通してトータ

ルでどれぐらいかに関しては、なかなか時間に換算するのが難しいというところはある。

【委員】

- 議員の方に対しては、地元の人からの陳情がメインになってくると思うが、今から時間をとってくださいというのではなくて、井戸端会議のような立ち話のときに話をもらって、それをヒントにしてそれなりに料理してくれれば、確かな案が出てくるのではないかなと思う。それを悩むというのも議員の一つの活動で、正式に文書で出たということだけではなくて、街で会って、立ち話で出たこともヒントにしてもらいたい。

【議長】

- 委員のおっしゃるとおりで、自分だけの知識とか、取手市に対する思いだけで進めていこうというよりも、ごみを捨てに行って地域の方にばったり会ったときに相談された内容が切実な御相談だったりということもある。それぞれの議員の方が地区の代表で出ているという意識があるのであれば、地域の声をしっかりと吸い上げながら、それを市政に届けるということも議員の活動の一つかなと感じている。

【会長】

- 他に御質問は。あと三つ質問が残っているが、事務的な内容になるので、他に議長に聞いておきたいことがなければ、議長にはここで退席いただくということでよろしいか。

<異議なし。議長退席>

<資料説明 再開>

【資料⑤／議員の兼業の状況】

<議会事務局による説明>

- 「議員職の他に職業を持っている方は24人中何名いるのか、あるいはどのような仕事なのか」という御質問に対応する資料となる。細かな調査までは行っていないが、令和6年2月の改選時に議員から提出を受けた資料をもとに、事務局で把握しているものを反映して作成した。議員の兼業状況について、全議員24名のうち、議員専業が17名、個人の事業主、あるいは個人資格による兼業が4名、法人に在籍している兼業が3名であった。全国市議会議長会の調査結果を見ると、全国的な議員専業率は47%で、おおよそ半分ぐらいの結果となっている。

【資料⑥／取手市議会政務活動費の状況】

<議会事務局による説明>

- 「議員には、俗に言う政務活動費となる手当が出ているのか、また、その金額は。国会議員と同様に非課税で領収書不要か」という御質問に対応する資料となる。国会の場合は、おそらく政策活動費という形で出ていると思うが、議会においては政務活動費ということで、取手市議会政務活動費の条例・施行規則に基づいて交付している。取手市議会に関しては、議員1人当たりで年10万円を、会派ごとに交付している。会派に所属していない議員は現在3名おり、こういった方には、議員個人に交付することとなる。
- 使途については条例・規則の枠内に限られるということで、政務活動費は、どのような形にも使っていいというわけではない。調査研究や研修、広報といった説明がつく使途に限られている。多くの会派で現状を見てみると、例えば会派で研修会に参加するためにどちらかに出向く場合、調査研究としてどちらかに出向く場合、資料の作成、購入といった費用、専門の新聞紙、専門雑誌、書籍の購入などに充てている会派もある。
- 現在、取手市議会では、政務活動費の支出のあたっては、領収書原本の提出を義務づけており、そのコピーは全てホームページで公開している。
- 収支報告書を作成いただいたうえで、残余额については、市へ返納いただく。そのため、所得が生じるというものではないので、課税所得は発生しない。
- 令和4年度及び5年度の実績額を見ると、全ての議員がいずれかの会派に属していたが、令和4年度の一つの会派を除き、全額を使い切ってはいなかった。
- 全国的な状況として、他団体との比較では、取手市議会の議員1人当たりの交付額を月額に換算すると、8,333円で、令和5年12月31日現在の10万人以上20万人未満の146市において、月額が1万円未満なのは取手市議会を含めて全体で2市のみ、分布率は1.4%であった。10万人以上20万人未満の主要な都市は、月額2万円から5万円の団体が多い。
- 人口規模を問わず、全724市で見たとき、月額1万円未満の市は、取手市を含めて全体の4.8%、35市という状況であった。
- 取手市は、他団体に比べると政務活動費の交付額、実際の支出額ともに、多くはないという状況にある。

<資料説明 終了>

【会長】

- 事務局の説明に対して御質問は。

【委員】

- 議員の兼業については、いろいろな兼業がある。私は、市議会議員に初当選したときには、既に老齢厚生年金を受給していた。年金で生活している状況の中で、生活費にプラスして、議員報酬として年間600何十万、月額にして41万円の収入が入ってきた。しかし、議員によっては、本当の意味での専業で、子育てもしている人や、子どもの学費を払っている方もいる。一方で、旦那さんの給料が生活費になっていて、自身の議員報酬が必ずしも家庭としての生活費ではない方もいる。議員報酬が適当かどうかということだと、このあたりが非常に難しい。

○民間の会社に勤めていれば、社会保険料は雇用主が 50%を負担してくれるが、議員には雇用主の負担がないので、社会保険料は 100%払わないといけない。

また、議員には雇用保険がないので、議員を辞めたとしても失業保険も何もない。そこを考えると、年間 600 何十万の報酬額の中から、先のことを考えて蓄えをしておく必要がある。「専業」にも非常にいろいろなケースがある。議員報酬で生活をしている人もいれば、議員報酬を生活費にしていない人もいる。どの辺に焦点を当てるかということが、議員報酬が適当かどうかを審議する上では一番大事であると考えている。

【会長】

○ほかに御意見等は。

【委員】

○政務活動費に関して、審議会の審議事項が議員の方の報酬であることは理解しているが、単純に報酬をどれぐらいにするかという考え方もあれば、政務活動費、いわば経費の額を上げること、幅を広げることによって、実質的な受取額を上げるという考え方もあると思っている。それに付随する質問になるが、現状において、政務活動費は 1 人あたり年額 10 万円という金額で、毎年余っている状況ということだったが、今後、政務活動費を引き上げる予定や、引き上げてほしいという声はあるか。今後、政務活動費が上がるのかどうかは、報酬をいくらにするかということにも関連性が深いと思うので、確認しておきたい。

【会長】

○今、委員からあったように、今後、政務活動費を引き上げる考えがあるのかということで、市民の方は、議員の政務活動費について、議員は所得のように好きなように使っていいものだとの勘違いされているかもしれないので、そのへんについてもお願いしたい。

【議会事務局】

○政務活動費の増額に関しては、今のところ、取手市議会の中では出てきていない。政務活動費の取扱いについては、実は平成 28 年に議論があり、「政務活動費の交付に関する条例」を改正し、領収書原本がないものについては、一切、政務活動費としての支出を認めていないのが現状である。

○「領収書」「領収証書」と付記されていない書類については、たとえ実際に支出があったことが明らかであっても、政務活動費の支出を認めないという厳格な運用をしている。

○政務活動費の使途については、議会運営委員会の中で、市民の皆様にきちんと説明が果たせる範囲で、もう少し見直していく必要があるのではという議論が出ている状況である。ただ、いずれにしろ、政務活動費を増額するという話は出ていない。

【会長】

○政務活動費について、議員の報酬にプラスされるものと考ええると、政務活動費の議論までしていく必要が生じるが、私個人の理解としては、政務活動費は、議員が活動をするためのいろいろな知識を得るためのものであって、好きなように使えるものではないという理解をしている。執行部の見解としても、そういう理解で良いか。

【議会事務局】

- あくまでも限られた使途の中で、かつ領収書なども公開されていく中でということになるので、好きなように使っていないものではない。

＜資料説明 再開＞

【資料⑦-1／議員報酬の状況と経緯、積み上げ計算方式と加算】

【資料⑦-2／議員報酬等の状況】

＜議会事務局による説明＞

- 資料⑦は、「議員報酬を役務の対価と捉えて、『1時間あたり〇〇円』×『〇時間』といった積み上げの根拠を持っていたり、基本給、業務加給、家族手当のような内訳の根拠を設定している自治体はあるか、また、そのような資料はあるか」という御質問に対応する資料となる。
- まず議員報酬の状況について説明すると、地方自治法第203条の逐条解説では、「議員報酬であっても、一定の役務の対価として与えられる反対給付であることには変わらない」「給料は、生活給の性格を有する」とされている（総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」報告書の参考資料より）。
- 議員報酬の基準のこれまでの経緯としては、昭和の中盤の時期に「都道府県」「市」「町村」における基準が示されていたことが確認できた。「都道府県」「市」「町村」それぞれで、基準とするものが分かれていた。
- 都道府県については、昭和37年の「自治省行政局長通知」において、「都道府県議会の議員の報酬月額については、都道府県の部長、都にあっては局長に適用される等級の号給のうち中間程度を基準として定めることを適当と考える」という基準が示されている。
- 市については、昭和44年の「全国市議会議長会」において、「市議会議員の報酬額については、大都市は三役級の平均給相当額、局・部長制を施行している市にあっては局・部長級に相当する額、これによらない都市については財政状況を考慮して係長級に見合う額を下らない額」という基準が示されている。
ただ、今現在、全ての自治体がこれに則しているというわけではないので、あくまで基準として示されたものと考えられる。
- 町村については、昭和53年の「町村議会議長会」の政策審議会において、「町村の議長・副議長・議員については、それぞれ町・村長の給料月額の何%相当額」という基準が示されている。こちらは、市の場合と異なり、職員ではなく町・村長の給料月額が基準として設定されている。

【資料⑦-3／適正な議員報酬の水準の検討について】

＜議会事務局による説明＞

- 御質問にあった「議員報酬の積み上げ式の事例」については、全国町村議会議長会の資料を紹介させていただきたい。
- 資料の「適正な議員報酬の水準の検討について」は、令和4年の総務省地方制度調査会の答申の内容になる。「特に小規模団体、町村等においては議員報酬が低

水準であることが、議員のなり手不足の問題につながっている」という観点での指摘が示されている。その上で、「議員の活動量と長の活動量を比較し、それを参考にしながら、議員報酬の水準の在り方を検討することが考えられる」とされている。

○資料の「適正な議員報酬の水準の設定に関する考え方」が全国町村議会議長会から令和4年2月に提示されたもので、各議会において適正な議員報酬の水準を設定するにあたっての考え方が示されている。こちらは、「活動量の比較、活動量の積み重ね」という御質問に近い内容かと思われる。

○資料の「原価方式の計算例」は、全国町村議会議長会から一つの例示として示されたものである。

これは、議会活動、本会議や各種の委員会、全員協議会、派遣といった議会活動に加え、法定外の会議、市民との対話、研修会への出席、行政視察の受入れ、さらには議員活動といったものまで加味した上で、議員報酬額を出すという例示である。市町村長の職務遂行日数を算出し、市町村長の給料額とあわせて議員報酬の算出に用いている。

○このような「活動量を踏まえた算出例」として、総務省資料の中で福井県おおい町、熊本県大津町の事例が示されていたので、あわせて紹介させていただいた。

○市レベルで見ると、平成22年に■■■■■■市議会が「議会活動換算日数モデル」による試算値を出している。議員活動の換算日数モデルを169日×1日8時間＝1,352時間と設定し、それに市長の給料月額を掛け合わせると、議員の報酬月額の試算値は494,000円になるとしている。ただ、実際の改正推移を見てみると、平成16年の報酬月額481,000円が平成25年に447,000円に減額改定されており、実際の議員報酬額には、平成22年の試算額との差異が見られる。

○御質問いただいた内容のうち、「議員報酬への加算」について説明したい。

○加算の基本的な考え方について、全国町村議会議長会の資料によると、「議会のリーダーに特別の報酬とすることは必要である。」「役割の相違による報酬額の差違も必要である。」とされている。

○取手市では、議員には費用弁償は支給していないので、月額報酬と期末手当、政務活動費を支給している形となる。

○それ以外の手当は法定されていないので、若者手当、育児手当、家族手当といったものは、現行法上、支給が難しい。

○職員には、扶養手当、住居手当といった様々な手当が支給されているが、取手市議会の議員には、現状では、報酬と期末手当の2種類の区分で支給しているということになる。

○なお、取手市議会では、委員会の委員長、副委員長に対する報酬加算は行っていないが、全国的に見ると加算している例があった。

<資料説明 終了>

【会長】

○いろんな算定方式があって非常に困ってしまうところではある。例えば「■■■■市のやり方が非常にいいから、これに基づいて算定した」といったように、報酬等審議会において、何らかの算定方式を使って答申を出したという事例はあるのか。

【議会事務局】

○報酬等審議会の他の答申事例でこのような引用があったというのは確認していないが、どちらかというと、議会側で議員報酬を検討していく中で、こういう基準をもとに算出を試みたという事例は、ある程度、目にしている。

【会長】

○そうすると、これが絶対的だというものは無いような気がするが、それだけに委員の皆さんも困ってしまうと思うが、何か御質問や感想があれば。

【委員】

○議会活動換算日数モデルについて、まだちょっと見えていない。なぜ、■■■■市では、最終的に議員報酬額が試算値よりも低くなったのか。

【会長】

○せっかくそういう方式を使っているが、金額がずれているとすると、試算した理由が分からないところもある。

【委員】

○議会活動換算日数モデルは、一体、どこが作ったモデルなのか。

【議会事務局】

○時系列でいうと、■■■■市議会の活動換算モデルが平成 22 年である。■■■■市議会のほうで、市議会として議員報酬を換算していくという取組をしたそうである。市民の方と対話をした上で見直しをかけた結果として 169 日という数字になったと調査報告書に記載されていた。その上で、全国町村議会議長会が令和 4 年に示したものとなる。

【会長】

○他に御質問や感想等があれば。

【委員】

○感想としては、市民に納得してもらえるところを探しているようで、どれも正解であり、どれもちょっとどうかと思うところがある。議員は兼業の方が多いと思っていたが、専門の人が結構多いということに驚いている。それで生活するということを基本にすると、生活できるレベルの報酬は必要になってくると思う。市の職員や市長の何%とかいろいろとあるが、どこか落ちつきどころを見つけて、生活できる範囲の報酬を決めていけたらと思う。もっと広い範囲の中から、本当に政治に興味のある方が議員をやりたいと思うのではないか。現実的なところで余り低いと子どもたちは政治家を目指さなくなるので、政治家になりたいと思えるような取組が必要だと思う。

【委員】

○議員の報酬を決めるルールも、企業の賃金規程のように、もうちょっと分かりやすくしてほしいと思う。社会保障の部分については、企業であれば負担してあ

げられる部分があるが、確かに専業の方は大変だなと思う。やはり若い方が議員になるというのは、これからの取手のまちにはすごく必要なことだと思うので、報酬額をもう一度よく考えていかなければいけないと思う。何人かの若い市議会議員の方と交流があるので、こういうことが分かってくると、本当に頭がちょっと下がる思いもある。

【会長】

○他にはいかがでしょう。

【委員】

○議員の報酬で考えないといけないところで、国民年金や国民健康保険料が関係してくると思うが、専業で65歳未満の議員は17、8人いるようだが、国民年金や国民健康保険を自分で払っていると思う。そうすると、大体、国民年金は月に約2万円、国民健康保険料は収入に応じると思うが、その点を何かの形で考慮しなくてははいけないかなと思う。

【議会事務局】

○年金について少し補足をする、議員年金というものが一昔前まであったが、平成23年6月1日に制度が廃止された。市町村合併が急激に進展して、議員数が減少した結果、年金財政が立ち行かなくなったというのが廃止の原因である。議長会では、議員年金の復活を求めるものではないが、公務員や会社員のように厚生年金への加入ができないかという提言が出ている。

【会長】

○議員の報酬額は40万ちょっとであるが、そこから税金引かれたり、社会保険料が引かれたりすると、手取りはいくらくらいになるのか。

【議会事務局】

○手取りという概念はなかなか当てはまりづらいが、現在の議員報酬額41万1,000円に対して、所得税の乙欄の源泉徴収税額は月額9万6,700円となる。期末手当についても同様に源泉徴収を行っている。さらに、個人差はあるが、そこから住民税、社会保険料を支払うこととなる。

【会長】

○そうすると、兼業でない場合、住民税、社会保険料を支払った後の手取り額は30万円を切ることになるか。

【議会事務局】

○ただ、あくまで所得税の乙欄の源泉徴収税額の話なので、所得の状況に応じて確定申告をしていただくと、還付申告になる事例が多くあると思う。

【会長】

○どのやり方がいいかが非常に難しい。執行部の方からこういった試算をやっているところがあるという紹介があったわけだが、ある程度、提示のあった試算の方法で、どのくらいの金額になるか、それが本当に妥当な数字なのか、次回のときに判断する材料にしたいと思うが、皆さんのほうで何かいい方法などの御意見等があれば。

【委員】

○積算方式もいろいろあるので、それを当てはめてみて、その上でどこが妥当かというところを探っていくのがいいかなと思う。

【会長】

○審議会には責任があり、それなりの根拠を探すしかないと思うので。いくつかの方式があって、それをやってみたときに、これならばある程度、説明ができるというような方式を皆さんで情報共有したいなと思っている。昔の総務省などの基準はかなり古く、今も生きているものなのかには疑問もあるが、過去にこういったような事例もあるということであれば、一つの参考にして、その中で審査していければと思う。皆さんの御了解が得られれば、次回、執行部からそういった資料の提出をお願いしたいと思うが、よろしいか。もし、こういう資料も欲しいというのであればそれも併せてお願いしたい。他に御意見等は。

【委員】

○物価はどんどん上がるのに、30年間上がらないでそのまま続いているということになると、この41万1,000円を決めたときの理屈が知りたくなる。

【会長】

○事務局の方で分かるか。

【事務局】

○現行の報酬額に改定された平成6年の審議会の答申内容を見ると、「現下の厳しい経済社会情勢及び世論の動向などを考慮しつつも、近年おける当市の状況は、県内他市と比較して都市的形態の急激な進展に伴って、市民の行政への要望も複雑多岐にわたり、その行政需要の増加と行政の複雑化は、ますます特別職の職務を質量ともに増大させているという実状を勘案すると、議員の報酬の改定を行うことが必要であるとの結論に達した。」と結論づけている。

【会長】

○文書の字面としては分かるが、この数字にした根拠は、審議会の中ではかなり議論されたのだろうか。例えば算式でこういうのを使ったというところまでは無かったか。

【事務局】

○当時の審議会の議事録や資料の中には、そういったものは見当たらなかった。単に職員の給料の人事院勧告での引上げの状況や、経済情勢、前年度の一般職員の給与改定状況、県内20市の状況、首都圏に位置する地域性、取手市の財政状況といったものを視点として答申をしたということが残されていた。

【委員】

○資料にある平成3年のものよりも前のものはあるか。また、数値の根拠があると助かる。

【事務局】

○平成3年より以前にも改定の経過はあり、当時は毎年、審議会が開かれていた。例えば、職員の給料の上がり率を鑑みてというような形で、改定となるベースができていたものと思われる。今回は30年ぶりということで、指標そのものがなく、非常に難しいところだが、当時は、指標となるものがあつたので、あまり審議がされずともスムーズに改定がなされていたという状況が見られる。

【会長】

○要するに、それまでの数字が正しいということありきで進んでいたということだ
と思う。いずれにしても、いろいろな算定の方式の紹介があったので、一度、取
手市に当てはめてみて、どういう数字が出るかというのを次回までをお願いした
いと思う。その他に、近隣で報酬等審議会をやっていて、変更したところがあれば、
その辺の情報も欲しい。他に何かあれば。

【委員】

○何もないのであれば、一切遮断して、何かを根拠にして新しく作るしかない。

【会長】

○次回、数字的に算定のもととなるようなものを用意してもらって、また議論して
いきたいと思うがそれで良いか。

【委員】

○現在、41 万 1,000 円の報酬に対する国民健康保険料の額がどのぐらいになるかを
調べてほしい。

【会長】

○それについても次回までに調べてもらいたい。今日の資料について、改めて疑問
があれば事務局にメールで聞いてもらって、その回答を委員全員で共有できれば、
更に議論が深まると思う。

【会長】

○それでは、今日の審議会は、以上で終了とする。

【事務局】

○次回の会議日程について、5 月 15 日木曜日、または 5 月 22 日木曜日を候補日とさ
せていただきたい。時間は、今日と同じ 17 時 30 分を開始予定としたい。

<出席委員との日程調整>

【事務局】

○それでは、次回の開催は 5 月 15 日(木) 17 時 30 分とする。

午後 8 時 06 分散会